

飯塚市特定不妊治療費助成事業実施要綱

令和3年4月16日

飯塚市告示第114号

(趣旨)

第1条 この告示は、不妊治療のうち、特定不妊治療を希望しているにもかかわらず、経済的負担により治療を受けることができない夫婦に対して、経済的負担を軽減し、もって少子化対策の充実を図ることを目的として費用の一部を助成することについて、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「特定不妊治療」とは、不妊治療のうち体外受精又は顕微授精により不妊を治療することをいう。ただし、次に掲げる治療又は方法を除く。

- (1) 夫婦以外の第三者からの精子、卵子又は胚の提供による不妊治療
- (2) 妻が卵巣と子宮を摘出したことなどにより、妻の卵子が使用できず、かつ、妻が妊娠できない場合に、夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法で注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠し、出産する方法
- (3) 夫婦の精子と卵子は使用できるが、子宮摘出等により妻が妊娠できない場合に、夫の精子と妻の卵子を体外受精して得た胚を妻以外の第三者の子宮に注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠し、出産する方法

(助成対象者)

第3条 助成の対象者は、夫婦双方又は夫婦のいずれか一方が特定不妊治療を開始した日から引き続き市内に住民票を有する者であって、次の要件すべてに該当するものとする。

(1) 次のアからウのいずれかに該当するものとする。

ア 戸籍法(昭和22年法律第224号)第74条の規定による届出を行った夫婦であること。

イ 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の45に規定する外国人住民については、住民票の世帯主との続柄により婚姻関係が確認できる夫婦であること。

ウ 福岡県不妊に悩む方への特定治療支援事業実施要綱(以下「県要綱」という。)による助成決定を受けた事実婚の夫婦であること。

(2) 県要綱による助成の決定を受けていること。

(3) 世帯全員に市税(市民税、軽自動車税及び固定資産税をいう。)及び国民健康

保険税の滞納がないこと。

- 2 前項の規定にかかわらず、助成の対象者が同一の特定不妊治療に係る費用について他の市区町村から助成を受けている場合は、助成の対象外とする。

(助成対象治療)

第4条 助成の対象となる特定不妊治療は、次の要件すべてに該当するものとする。

- (1) 令和3年1月1日以降に治療を終えたものであること。
- (2) 県要綱の助成決定を受けた1回目から3回目までの治療であること。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、特定不妊治療に要した費用から県要綱に基づく助成金の交付決定額を差し引いた額とし、10万円を上限とする。この場合において、助成金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(助成の申請)

第6条 特定不妊治療費の助成を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、特定不妊治療費助成申請書に次に掲げる書類を添えて、県要綱に基づく助成金の交付決定を受けた日から起算して3月以内に市長に申請しなければならない。

- (1) 県要綱第7条の規定による助成決定通知書の写し
- (2) 福岡県不妊に悩む方への特定治療支援事業受診等証明書の写し
- (3) 県要綱第10条に規定する指定医療機関が発行した特定不妊治療に係る領収書の写し
- (4) 夫婦の一方が市外に居住する場合は、その者の属する世帯全員の住民票の写し及び戸籍全部事項証明書
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 県要綱による助成決定を受けた事実婚の夫婦は前項に掲げる書類に加え、県要綱第6条の規定による夫婦二人の事実婚関係に関する申立書の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

(助成の決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成の可否を決定し、特定不妊治療費助成金交付(不交付)決定通知書により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査に際し必要がある場合には、受診した医療機関及び関係機関に申請の内容について確認するものとする。

(助成金の請求)

第8条 助成金の交付の請求は、特定不妊治療費助成金請求書により行わなければな

らない。

(助成金の返還)

第9条 虚偽又は不正により助成金の交付を受けた者は、助成金の全部又は一部を市長に返還しなければならない。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか、助成の申請に係る様式その他の必要な事項については、別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。